



母の日は世界中であるイベント。母へ日頃の感謝を表す日ですね。日本やアメリカでは毎年5月の第2日曜日に祝いますが、日付は世界共通ではなく実はバラバラです（例えばスウェーデンは5月最終日曜日、ブルガリアでは3月8日など）。日本に母の日が伝わったのはアメリカからと言われており、**アンナ・ジャービスという女性が、亡くなった母を偲び、協会で白いカーネーションを亡き母へ贈ったのが始まり**とされています。その姿を見て感動した人たちが集まり、母の日運動のキッカケとなります。その後、賛同者も増え、運動はアメリカ全土に拡大していき、1914年にアメリカは5月の第2日曜日を「母の日」と制定し、国民の祝日となったのです。ではアメリカで制定された後、日本にはどのように伝えられたのでしょうか？最初は日曜学校や協会で小さな母の日のお祝いの行事がささやかに行われていましたが、その後、日本の青山学院の教授であったアレキサンダー女史により「母の日」が紹介されたことで、宣教師やキリスト教団体を筆頭に日本にも母の日が広まったといわれています。



知とこ!

Q&A ちょっとした疑問を解決!

■ 税制改正で、配偶者控除の年収要件が150万円に引き上げられるそうですが。

現状では、配偶者の収入が年間103万円以下であれば、世帯主の年収にかかわらず、所得から38万円を差し引ける「配偶者控除」を受けられます。また、配偶者の年収が年間103万円～141万円であれば、「配偶者特別控除（配偶者控除より控除額は少ないですが）」を受けられます。しかし、税制改正によって**2018年以降は、配偶者の収入が年間150万円までは38万円の配偶者控除が適用できるようになる一方で、世帯主の年収によっては控除金額が縮小（世帯主の所得が一定額を超えると控除できなくなる）**される予定です。具体的には、世帯主の年収が1,120万円を超えると段階的に控除金額が減額され、1,220万円を超えると控除がなくなり、高所得の世帯は実質増税となります。なお、配偶者の年収が150万円を超えた場合でも、201万円までについては徐々に控除額が減額されるものの、一定の控除が適用されるようになります。



■ 複数の会社で役員をしていますが、今年すべて退任する予定です。退職所得控除の額の計算方法はどのようになりますか？

退職所得の金額は、次のように計算します。

$$(\text{収入金額 (源泉徴収される前の金額)} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 = \text{退職所得の金額}$$

複数の会社を同じ年に辞めた方が**退職所得控除額**を計算する際に使う「勤続年数」は、各々の会社の勤続年数を合算するのではなく、**最も長く働いた会社の勤続年数**を使用して計算します。ただし、**重複していない期間があれば、加算**します。

例えば、19年半勤めた会社を1月に辞め、4年勤めた会社を10月に辞めたとすると、9ヶ月は重複していないので、19年6カ月に9カ月をプラスして20年3カ月となり、端数は繰り上げて、勤続年数は「21年」となります。

退職手当の支払いを受ける人は、会社に「**退職所得の受給に関する申告書**」を提出します。別の会社から同じ年に退職手当を受け取っている場合は、その申告書に、先に退職手当を支払った会社名、退職手当の額、源泉徴収された税額、支払年月日、勤続年数を記入する必要があります。

■ 社用車として自動車を購入しましたが、後からカーナビを取り付けました。

自動車本体とカーナビなどの付属品を一緒に購入すると、その合計額で減価償却することになり、購入した年に一括損金できませんが、**後からカーナビを取り付けた場合、その金額が30万円未満でしたら全額をその年の損金に算入**できます。また、自動車の取得価格の3%が課税される「自動車取得税」は、本体価格のほか、カーナビなどの付属品も含めて計算されますので、付属品をつけずに自動車を購入された方が税金を抑えられるといえます。

■ 主人が亡くなり会社から弔慰金を受け取りましたが、相続財産になりますか？

亡くなった方が勤務していた会社から遺族が受け取る弔慰金は、金額が過大ではない限り相続財産にはならず税金はかかりません。過大かどうかの判断基準は、**死亡が業務上のときは死亡当時の普通給与の3年分、業務上以外のときは普通給与の半年分**とされています。この基準を超える部分は退職手当金として課税対象となります。ただし、他の退職手当金と合わせた額が「500万円×法定相続人の数」の金額以内であれば課税されません。

知っここ!「税務のマメ知識」

【力士の収入と税金】

新横綱・稀勢の里の誕生もあり相撲の人气が復活しているそうです。

ここでは力士の収入と税金はどうなっているのか、簡単に見ていこうと思います。まず力士の収入は年6回の本場所の成績で決まる番付で上下するそうです。



横綱だと約 282 万円、大関約 234 万円、三役約 170 万円、平幕約 130 万円、十両約 100 万円が毎月相撲協会から支給されます。

さらに優勝すると、幕内で 1 千万円、十両で 200 万円、幕下 50 万円の賞金が支給されます。また 3 賞は一律 200 万円の支給です。

これらの所得が税務上どのように取り扱われるかについては、「力士等に対する課税について」という個別通達で決められています。

意外にも相撲協会から支給される番付ごとの収入は給与所得になるそうです。優勝賞金等の表彰金は一時所得に区分されています。

相撲中継を見ていて気になるスポンサーからの懸賞金ですが、こちらは事業所得に該当するようです。懸賞 1 本につき 6 万円の賞金だそうです。実は 6 万円そのまま貰えるわけではなく、土俵上で力士が 3 万円受取り、残りは相撲協会が手数料として 5 千円引いて納税準備金として力士名義の通帳に振込むそうです。

大雑把なイメージが強い相撲界ですが、意外としっかりしているのです。懸賞金の一部を事前に納税用に積み立てるようなやり方は、一般の会社の資金繰りにも生かされます。消費税の納税時に慌てないように、毎月売上の一部を納税準備預金に振り替えるという方法もご検討されてはいかがでしょうか。

退職者のマイナンバーの削除

会社が保管している退職者のマイナンバーについては、特別な処理は必要なく、一定の保存期間の経過後、担当者が他の従業員の書類等と共に復元できない手段で削除又は廃棄すればよいことになっています。

一定の保存期間とは、所管法令に定める期間のことで、例えば扶養控除等申告書であれば 7 年、厚生年金保険に関する書類なら 2 年間保存します。保存期間を過ぎて削除するまでの期間は、事業者の判断で速やかに行えばよいとされており、年末や年度末にまとめて削除等して問題ないようです。

担当者はマイナンバーを削除した記録を残す必要があり、記録する内容は原則として削除等した年月や削除した書類の名称等となっています。マイナンバーを削除した退職者の個人名等の個別具体的な情報の記録は不要です。



HPのお知らせ

【弊所HP】<http://www.uk-g.co.jp/>

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識等を掲載しておりますので、ぜひ

ご覧ください♪

今月のあなたの運勢



A型	B型	O型	AB型
混乱や行き違いなどでちょっとしたミスが起こりやすいとき。何かに取り組む際は、 慎重に確認 しよう!	少額の買い物に対して財布のヒモが緩みがちに…。 本当に必要か吟味 してから購入するようしよう。	準備してきたことを スタートさせる良い機会 です。計画性と周囲への配慮を忘れずに。成果も期待できるでしょう。	目新しいものより、受け継がれてきた 古き良きものに目を向け ると吉。また年配の知識人からのアドバイスで閃きそう。



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。